

平成12年5月1日

介護補償保険ご契約のしおり 普通保険約款 および 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは、当社の保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございます。

早速、保険証券をお届け申し上げます。

この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了までご保管ください。

なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく当社または代理店にお申し出ください。

安田火災では皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

＊ 安田火災海上保険株式会社

◆ 代理店の役割 ◆

ご契約内容についてのご照会などは取扱代理店またはお近くの安田火災にお問い合わせください。

当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、当社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店はご契約者のみなさまのご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用くださるよう、よろしくお願ひいたします。

なお、最寄りの支店などは本冊子の末尾に掲載しております。

◆ 目 次 ◆

I. 介護補償保険の内容	1
■用語のご説明	6
II. ご契約締結後次のことにご注意ください。	7
III. 介護が必要な状態になられた場合におとりいただく手続き	8
■付帯サービスについて	9
IV. 保険約款・特約条項	10

I. 介護補償保険の内容

被保険者（保険の対象となる方）が、身体機能の低下または通常の日常生活を逸脱した問題行動があることにより、介護が必要な状態（要介護状態）となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日*をこえて継続した場合に、要介護状態の開始日にさかのぼって、保険金をお支払いします。

*「保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約」が付帯された場合は特約により変更された日数となります（以下、同様とします）。

1. 要介護状態について

⇒普通保険約款第1条

被保険者の要介護状態を次に定める要介護状態区分に分類し、要介護状態の区分のいずれかに該当する状態となったときに保険金をお支払いします。

要介護状態区分	状 態
要介護状態区分 A - 1	<p>次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>(1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1（P.16）に規定する全面的な介護を要する状態であること。</p> <p>(2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれの行為の際にも、それぞれ別表2（P.16）に規定する全面的な介護を要する状態であること。</p>
要介護状態区分 A - 2	<p>要介護状態区分A - 1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>(1) 別表3（P.17）に規定する問題行動が10項目以上みられる状態であること。</p> <p>(2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれの行為の際にも、それぞれ別表2（P.16）に規定する全面的な介護を要する状態であること。</p>
要介護状態区分 B - 1	<p>要介護状態区分A - 1、A - 2に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>(1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1（P.16）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態であること。</p> <p>(2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の行為のうち2つ以上の行為の際に、それぞれ別表2（P.16）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態であること。</p> <p>(3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態であること。</p>
要介護状態区分 B - 2	<p>要介護状態区分A - 1、A - 2、B - 1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>(1) 別表3（P.17）に規定する問題行動が5項目以上みられる状態であること。</p> <p>(2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の行為のうち2つ以上の行為の際に、それぞれ別表2（P.16）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態であること。</p> <p>(3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態であること。</p>

※「要介護状態区分Aのみ担保特約」が付帯された場合は、要介護状態区分A - 1、A - 2に該当した場合にのみ、保険金が支払われます。その他「要介護状態区分A - 1のみ担保特約」などの保険金支払の対象となる要介護状態を変更する特約が付帯された場合、保険金支払の対象となる要介護状態が限定されますのでご注意ください。

詳細につきましては、各特約条項をご参照ください。

2. 保険金の種類および保険金のお支払い

⇒普通保険約款第4条、第5条、第6条

保険金の種類	保険金のお支払い
介護療養費用 保険金	<p>支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護および療養に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 公的介護保険制度を定める法令に規定する保険給付の対象となるサービスを受けるために支払った費用 (2) 施設介護を受けるために介護保険施設に入所または入院した場合に、公的介護保険制度を定める法令に規定する特別な居室・療養室・病室・特別な食事を利用したことによって負担した費用など (3) 施設介護を受けるために介護施設に入所した場合に老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用 (4) 上記(1)～(3)以外の費用で療養のために病院等に対して支払った費用 (5) 当社が認めるケアマネジメント提供者からケアマネジメントを受けたために負担した費用</p>
介護諸費用 保険金	<p>支払対象期間中の各月について、被保険者の状態に応じ次の金額をお支払いします。</p> <p>(1) 在宅介護を受けている状態 各月の初日に適用される保険金支払区分（P.7 参照）に対する保険証券記載の「在宅介護諸費用保険金月額」に要介護状態区分に応じた次の割合を乗じた額 ①要介護状態区分 A (A-1、A-2) の場合 100% ②要介護状態区分 B (B-1、B-2) の場合 70%*</p> <p>*「在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約」が付帯された場合は、特約により変更された割合となります。</p> <p>(2) 施設介護を受けている状態 在宅介護諸費用保険金月額に15%を乗じた額* *「介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）」が付帯された場合は3万円となります。また、「介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）」が付帯された場合は、施設介護を受けている状態については保険金は支払われません。</p>
臨時費用 保険金	<p>支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 介護用車いす・ベッド（いずれも付属品を含む）、簡易ポータブル浴槽・湯沸器、電動エアパッド等の購入 (2) 住宅の改造 (3) 自動車の改造等 （注）介護機器のレンタル費用は含みません。</p>

介護療養費用保険金と介護諸費用保険金については、公的介護保険の対象となる場合と対象とならない場合とで、それぞれ別に保険金額を設定します。ご契約にあたって、保険金額の確認をお願いします。

3. 保険金の算出方法

⇒普通保險約款第4條、第5條、第6條

保険金の種類	保険金の算出方法
介護療養費用保険金	<p>$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{被保険者が負担した費用}} - \begin{array}{l} \text{①第三者からの損害賠償金} \\ \text{②公的介護保険制度の給付の対象となる費用} \\ \text{③公的医療保険制度の給付の対象となる費用} \\ \text{④労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用} \\ \text{⑤臨時費用保険金} \\ \text{⑥その他の給付} \end{array}$</p> <p>(注1) 対象となる費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末までの期間中に負担した費用に限ります。</p> <p>(注2) 介護療養費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、各月の初日に適用する保険金支払区分に対する保険証券記載の介護療養費用保険金月額を限度とします。</p>
介護諸費用保険金	<p>支払対象期間の各月について、被保険者の状態に応じて次の算式により算出した額を介護諸費用保険金としてお支払いします。</p> <p>(1) 在宅介護を受けている状態</p> $\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{各月の初日に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護諸費用保険金月額}} \times \boxed{\text{要介護状態区分に応じた割合*}} \quad \times \quad \begin{array}{l} \text{①要介護状態区分 A 100\%} \\ \text{②要介護状態区分 B 70\%*} \end{array}$ <p>*支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、要介護状態区分に応じた割合にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合とします。</p> <p>*「在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約」が付帯された場合は、特約により変更された割合となります。</p> <p>(2) 施設介護を受けている状態</p> $\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{在宅介護諸費用保険金月額}} \times 15\%$ <p>*「介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）」が付帯された場合は3万円となります。また、「介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）」が付帯された場合は、施設介護を受けている状態については保険金は支払われません。</p> <p>ただし、支払対象期間中の同一月に(1)または(2)の状態もしくは要介護状態区分が複数あるときは、それぞれその月の総日数に対して日割りで計算した額の合計額をお支払いします。</p>
臨時費用保険金	<p>$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{①介護機器の購入費用}} \quad - \quad \begin{array}{l} \text{①第三者からの損害賠償金} \\ \text{②その他の給付} \\ \text{③公的介護保険制度で給付の対象となる費用} \\ \text{④介護療養費用保険金} \end{array}$</p> <p>ただし、支払対象期間中に負担した費用について、保険期間を通じて保険証券記載の臨時費用保険金を限度とします。</p>

重複保険契約がある場合

⇒普通保険約款第7条

介護療養費用保険金または臨時費用保険金の対象となる費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金をお支払いすべき期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額をこえるときは、次の算式によって算出した額を保険金としてお支払いします。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{介護療養費用保険金}} \\ \text{または} \\ \boxed{\text{臨時費用保険金の額}} \end{array} = \boxed{\text{被保険者が負担した費用の額}} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}} \\ \times \\ \boxed{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} \end{array}$$

要介護状態の程度が加重された場合

⇒普通保険約款第8条

次の場合には、その影響がなかった場合に相当する費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金をお支払いします。

- ① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重されたとき
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき方が治療をさせなかつたことにより、保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重されたとき

その他保険金を削減してお支払いする場合

⇒普通保険約款第34条

申込書に記載された性別または年齢に誤りがあり、追加保険料のお払い込みが必要な場合において、当社が追加保険料を請求したにもかかわらず契約者がそのお払い込みを怠ったときは、次の①②のいずれかに該当する場合には、正しい契約年齢および性別に基づいて契約できる保険金額により保険金をお支払いします。

- ① 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- ② 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

4. 保険金をお支払いできない主な場合

⇒普通保険約款第3条、第9条

- (1) 次の事由などによる要介護状態に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - ② 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - ③ 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合
 - ④ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ⑤ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、他の方が受け取るべき金額については、この限りでありません。
 - ⑥ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ⑦ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの人間を用いた場合は、この限りでありません。
 - ⑧ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りでありません。
 - ⑨ 被保険者の先天性異常
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑫ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物

を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (13) ⑩～⑫の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (14) ⑫以外の放射線照射または放射能汚染
 - (15) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
 - (16) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (2) 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき方が治療をさせなかつたために、被保険者が要介護状態となつたとき、または被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日をこえて継続したときは、当社は保険金をお支払いしません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項につき更正の申出をする際、当社が追加保険料を請求したにもかかわらず契約者がそのお払い込みを怠つたときは、当社は保険金をお支払いしません。
⇒普通保険約款第19条

5. その他

(1) 保険期間

終身

保険期間の初日から、被保険者が死亡した時までです。

ただし、「支払限度期間設定特約（65歳満了用）」が付帯された場合は、保険期間の初日から被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日までとします。

（注1）有期特約が付帯された場合は、保険証券記載の期間となります。

(2) 保険料払込方法

次の方法があります。

- ① 一時払……終身分の保険料の全額を契約時に一時にお払い込みいただく方法
- ② 短期払済払（年払・半年払・月払）
……終身分の保険料を保険始期より一定期間（保険料払込期間）中に分割してお払い込みいただく方法

（例）40歳ご加入で払済年齢60歳の場合⇒保険始期より20年間で終身分の保険料をお払い込みいただきます。

（注1）払済年齢とは、保険料をお払い込みいただく最後の保険年度の翌保険年度の初日における被保険者の満年齢をいい、満75歳以下とします。

ただし、「支払限度期間設定特約（65歳満了用）」が付帯された場合は、満65歳以下とし、所得補償特約が付帯された場合は所得補償特約期間が満了になる年齢とします。

（注2）保険料払込期間とは（払済年齢－契約年齢）をいいます。

（注3）有期特約が付帯された契約の場合は、保険期間中の保険料の全額を契約時に一時にお払い込みいただく一時払と、保険料を分割してお払い込みいただく月払があります。

(3) 保険料払込免除

被保険者が保険金をお支払いすべき状態になった場合、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降にお支払いいただくべき保険料を、要介護状態でなくなるまでの間免除します。

（注1）支払対象期間開始日から90日を経過するまでの間に払込期日が到来する保険料については、当該払込期日に保険料をお払い込みいただかなければなりません。

（注2）要介護状態が支払対象期間開始日から90日をこえて継続した場合には、上記（注1）によりお払い込みいただいた保険料はお返しします。

（注3）有期特約が付帯されたご契約につきましては、保険料払込免除は適用されません。

(4) 契約の復活

契約が失効した日から3年以内は、契約者は所定の手続きにより契約の復活を請求することができます。また、復活のお申

し出に対して当社がこれを承認した場合には、未払込保険料を当社所定の利息をつけて一括してお払い込みいただきます。

(注1) 契約者が失効に基づく保険料の返還を請求された後は、契約の復活を請求することはできません。

(注2) 契約を復活するときには、健康状態告知書を再度ご提出いただきます。

(注3) 有期特約が付帯されたご契約につきましては、契約の復活は適用されません。

(5) 保険料の返還

⇒普通保険約款第23条、第26条

被保険者が死亡した場合、保険契約を解除した場合または保険契約が失効した場合は、所定の方法により計算した額をお返しします。ただし、次の場合には、保険料をお返しません。

① 被保険者が既経過期間中に保険金をお支払いすべき要介護状態となっていたとき

② 被保険者が死亡した日または契約を解除した日もしくは契約が失効した日の属する保険年度の初日において、被保険者の年齢が満75歳に達していたとき

(6) 主な特約条項

- ① 要介護状態区分Aのみ担保特約
- ② 要介護状態区分A-1のみ担保特約
- ③ 支払限度期間設定特約（期間満了用）
- ④ 保険金支払条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約
- ⑤ 免責期間設定特約
- ⑥ 在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約
- ⑦ 介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）
- ⑧ 介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）
- ⑨ 介護費用保険契約からの転換に関する特約
- ⑩ 契約内容の異動に関する特約
- ⑪ 葬祭費用担保特約
- ⑫ 所得補償特約
- ⑬ 複数被保険者の包括契約に関する特約
- ⑭ 初回保険料の口座振替に関する特約
- ⑮ クレジットカードによる保険料支払に関する特約

■用語のご説明■

(1) 介護保険施設

公的介護保険制度を定める法令に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設をいいます。

(2) 介護施設

老人保健法に規定する老人保健施設ならびに老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

(3) 病院等

介護保険施設または介護施設に該当しない、病院または診療所をいいます。

(4) ケアマネジメント

公的介護保険制度を定める法令に規定する居宅介護支援に相当するサービスで、ケアプラン（被保険者の心身状況、環境、被保険者およびその家族の希望を踏まえて、保健医療サービスまたは福祉サービスの種類、内容およびこれらを行う者等を定めた計画をいいます。）を作成し、当該ケアプランにより必要とされる保健医療サービスまたは福祉サービスを確保するために、その提供者との連絡調整その他の便宜を提供することをいいます。

(5) **施設介護**

介護保険施設、介護施設または病院等に入所あるいは入院して受ける介護または療養をいいます。ただし次の介護を除きます。

- ① 公的介護保険制度を定める法令に規定する短期入所生活介護および短期入所療養介護
- ② 老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に短期入所して受ける介護

(6) **在宅介護**

施設介護以外の介護または療養をいいます。

(7) **支払対象期間**

被保険者（保険の対象となる方）が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が医師である場合は、これらの方以外の医師をいいます。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

(8) **保険金支払区分**

介護療養費用保険金または介護諸費用保険金のお支払いの際に、被保険者が属する次の区分をいいます。この区分により適用する保険金額を決定します。

① 公的介護保険給付対象者区分

年齢が満65歳以上の被保険者および年齢が満40歳以上かつ65歳未満であって傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の各号に定める特定疾病である被保険者が属する区分

② 公的介護保険給付非対象者区分

①以外の被保険者が属する区分

II. ご契約締結後次のことご注意ください。

1. 他の保険契約締結についてのご注意

⇒普通保険約款第20条

ご契約後に、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約を同一の被保険者について締結するとき、またはこれらの保険契約があることを知ったときは、ただちに当社または代理店へご通知ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）ここでいう他の保険契約とは、介護補償保険、積立介護補償保険、介護費用保険、積立介護費用保険、医療費用保険等をいいます。

2. 保険料の払込方法を短期払済払でご契約の場合の第2回目以降の保険料のお払い込みについて

⇒普通保険約款第12条

第2回目以降の保険料のお払い込みは、次の(1)～(3)のうちのいずれかの方法により、保険証券記載の払込期日までにお払い込みください。

(1) 当社または代理店が集金をするご契約については、契約取扱者にお払い込みください。（当社所定の領収証を発行いたします。）

(2) 銀行預金口座からの振り替えによられる方は、あらかじめお約束する方法で自動的に払い込まれます。

(3) 所属の団体を通じて給与からの差し引きなどによられる方は、あらかじめお約束する方法で団体を経て払い込まれます。（領収証は団体宛に1枚発行することとし、個々の方には省略させていただきます。）

（注）保険金をお支払いする場合において、その保険金支払の原因となった保険事故が生じた保険年度の保険料のうち、未払込部分があるときは、支払保険金からその金額を差し引くことがあります。

3. 保険料改定の場合の取り扱いについて ⇒普通保険約款第17条
保険期間の中途において、この契約に適用されている保険料を変更する必要があるときは、保険契約者へ通知したうえ、保険期間の中途で保険料を変更することができます。
4. 住所・通知先の変更について ⇒普通保険約款第21条
ご契約後、転居・町名変更などにより、住所または通知先が変更された場合は、すみやかに当社または代理店へご通知ください。
5. 保険証券について ⇒普通保険約款第28条
保険証券は、保険金のお支払いの際に提出していただく必要がありますので、大切に保管してください。
万一、焼失または紛失されたときは、当社または代理店にご連絡ください。

III. 介護が必要な状態になられた場合におとりいただく手続き

■ 介護が必要な状態にならすぐのご連絡を!! ■
万一介護が必要な状態になられた場合、平日の営業時間内（午前9時～午後5時）は、同封の保険証券記載の営業店にご連絡ください。直接、担当窓口が受け付けいたします。

夜間・休日事故対応センター
安田火災ホットラインサービス
(受付時間：平日の午後5時から翌日午前9時および休日・土曜日)

フリーダイヤル 0120-727-110

1. 要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときのご通知 ⇒普通保険約款第27条
被保険者が要介護状態となったときまたは被保険者の要介護状態が変化したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）は遅滞なく、当社または代理店へご連絡ください。
正当な理由がなく、当社または代理店にご通知のない場合や、提出した書類について知っている事実を表示しなかったり、事実と相違することを表示したときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2. 保険金ご請求の手続き ⇒普通保険約款第28条
- (1) 保険金のご請求にあたっては保険金請求書（書式は当社にあります。）および保険証券に次の書類を添えてご提出ください。
- ① 当社の定める要介護状態報告書
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方の印鑑証明書
 - ③ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当社の定める様式とします。）
 - ④ 介護療養費用保険金および臨時費用保険金の費用を支払ったことを示す領収書
 - ⑤ 被保険者の戸籍抄本
 - ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- （注1）保険金の請求を第三者に委任する場合には、上記の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書を提出していただきます。
- （注2）上記以外の書類の提出を求めるこまでは提出書類の一部の省略を認めることができます。
- (2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の方がその事情を示す書類その他当社が定める書類をもってその旨を当社に申し出で、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合、または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りではありません。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② ①に該当する方がいない場合、または①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に該当する方がいない場合、または①および②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (注) 被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は保険金をお支払いしません。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなくて上記(1)または(2)の書類を提出されないと、または提出された書類について知っている事實を記載されなかったり、事實と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (4) ご契約内容および保険事故報告内容の確認について
- 損害保険会社等の間では、保険事故について保険金支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一保険事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。^(注)確認内容は、上記の目的以外には用いません。ご不明の点は、当社にお問い合わせください。
- (注) 具体的には、保険事故発生の場合に損害保険の種類、被保険者名、保険事故発生日、扱い損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■付帯サービスについて■

ひとりひとりに、ケアマネジメントサービス

介護認定申請手続きの代行、介護サービス計画（ケアプラン）の作成、各種居宅サービス事業者（介護サービス事業者）などとの連絡・調整までトータルにご支援いたします。

- あなたの介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 公的介護保険で非該当の方もご利用いただけます。
- 全国提携のケアマネジメントネットワークですから安心です。

【ご連絡先：保険証券記載のサービスセンター】

ひとりひとりに、ちから俱楽部サービス

「介護についてのトータルなご支援」「要介護にならないための予防・健康増進」のための充実した各種サービスを被保険者の方、ご契約者およびそのご家族を対象に提供いたします。フリーダイヤル（無料）で、専門の相談員（保健婦、看護婦など）がご対応いたします。

相談サービス	<input type="checkbox"/> 介護相談サービス <input type="checkbox"/> 健康増進・健康管理相談サービス <input type="checkbox"/> はつらつ相談サービス
情報提供相談サービス	<input type="checkbox"/> ケアプラン作成支援サービス <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉（介護）サービス情報（SARA） <input type="checkbox"/> 介護予防・健康増進ワンポイントガイド提供
紹介サービス	<input type="checkbox"/> 提携介護関連サービス事業者紹介 <input type="checkbox"/> 提携健康管理サービス会社紹介 <input type="checkbox"/> 郵便検診紹介 <input type="checkbox"/> 人間ドック紹介

【ご連絡先：0120-428-968（安田火災長寿ライフデスク）】

IV. 保険約款・特約条項

1. 適用される保険約款

ご契約された介護補償保険には、「介護補償保険普通保険約款」が適用されるほか、保険証券に記載された「特約条項」も適用されます。

ご契約の内容は、介護補償保険普通保険約款および特約条項によって定まります。詳細につきましては、約款・特約条項をご参照ください。

2. 普通約款・特約条項

介護補償保険普通保険約款	12
特 約 条 項	
要介護状態区分Aのみ担保特約	18
要介護状態区分A－1のみ担保特約	18
支払限度期間設定特約（期間満了用）	18
支払限度期間設定特約（65歳満了用）	18
保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約	19
免責期間設定特約	19
在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約	19
介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）	19
介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）	19
通信販売に関する特約	19
団体扱等に関するもの	
団体扱保険料分割払特約（一般A）	20
団体扱保険料分割払特約（一般B）	21
団体扱保険料分割払特約（一般C）	22
団体扱保険料分割払特約	24
団体扱保険料分割払特約（口座振替用）	25
集団扱に関する特約	27
団体による集金扱に関する特約	28
初回保険料の口座振替に関する特約	30
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	30
介護費用保険契約からの転換に関する特約	30
契約内容の異動に関する特約	31
葬祭費用担保特約	31
所得補償特約	32
所得補償特約に関するもの	
天災危険担保特約（所得補償特約用）	35
特定疾病等不担保特約（所得補償特約用）	35
航空機乗組員特約（所得補償特約用）	35
入院のみ担保特約（所得補償特約用）	35
家事従事者特約（所得補償特約用）	35
傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）	36
天災危険担保特約（傷害による死亡・後遺障害担保特約用）	38

複数被保険者の包括契約に関する特約	38
有期特約	38
有期特約に関するもの	
一般団体介護補償保険保険料分割払特約（有期特約用）	39
保険料支払に関する特約（有期特約用）	39

● 介護補償保険普通保険約款 ●

第1章 当会社の責任

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、被保険者が次の各号に定める要介護状態区分（以下「要介護状態区分」といいます。）のいずれかに該当する状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（介護療養賃用保険金、介護賃用保険金および臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。（第1号と第2号をあわせて「要介護状態区分A」と、第3号と第4号をあわせて「要介護状態区分B」といいます。以下同様とします。）

(1) 要介護状態区分A－1

次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

ロ、別表2の第1号から第4号までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(2) 要介護状態区分A－2

前号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、別表3に規定する問題行動が10項目以上みられる状態にあること

ロ、別表2の第1号から第4号までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(3) 要介護状態区分B－1

前号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ロ、別表2の第1号から第4号までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ハ、別表2の第1号から第4号までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(4) 要介護状態区分B－2

前3号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、別表3に規定する問題行動が5項目以上みられる状態にあること。

ロ、別表2の第1号から第4号までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ハ、別表2の第1号から第4号までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

第2条 「用語の定義」

この約款において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 介護施設

公的介護保険制度を定める法令に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設をいいます。

(2) 介護施設

老人保健法に規定する老人保健施設ならびに老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

(3) 病院等

前2号に該当しない病院または診療所をいいます。

(4) ケアマネジメント

公的介護保険制度を定める法令に規定する居宅介護支援に相当するサービスで、ケアプラン（被保険者の心身状況、環境、被保険者およびその家族の希望を踏まえて、保健医療サービスまたは福祉サービスの種類、内容およびこれらを行う者等を定めた計画をいいます。）を作成し、当該ケアプランにより必要とされる保健医療サービスまたは福祉サービスを確保するために、その提供者との連絡調整その他の便宜を提供することをいいます。

(5) 公的介護保険制度

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

(6) 公的医療保険制度

次に掲げる法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

イ、健康保険法（大正11年法律第70号）

ロ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

ハ、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

ニ、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）

ホ、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

ヘ、船員保険法（昭和14年法律第73号）

ト、老人保健法（昭和57年法律第80号）

(7) 労働者災害補償制度

次に掲げる法律のいずれかに基づく労働者災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

イ、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）

ロ、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

ハ、裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）

ニ、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

ホ、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

(8) 施設介護

介護保険施設、介護施設または病院等に入所あるいは入院して受ける介護または療養をいいます。ただし、次に掲げる介護を除きます。

イ、公的介護保険制度を定める法令に規定する短期入所生活介護および短期入所療養介護、老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に短期入所して受ける介護

(9) 在宅介護

施設介護以外の介護または療養をいいます。

(10) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

(11) 保険金支払区分

介護療養賃用保険金または介護賃用保険金の支払の際に、当該被保険者が属する次に掲げる区分をいい、この区分により適用する介護療養賃用保険金月額、在宅介護賃用保険金月額または施設介護賃用保険金月額を決定します。

イ、公的介護保険給付対象者区分

年齢が満65歳以上の被保険者および年齢が満40歳以上かつ65歳未満であって傷害、疾病その他の要介護の状態の原因となった事由が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の各号に定めた特定疾病である被保険者が属する区分

ロ、公的介護保険給付非対象者区分

上記イ、以外の被保険者が属する区分

(12) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護保険保険契約等の保険契約をいいます。

(13) 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第3条 (責任の始期および終期)

① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時にによるものとします。

③ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

（1）保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（3）一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第2章 保険金の種類および支払額

第4条 (介護療養賃用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日をこえて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の各号に掲げる費用（被保険者の介護および療養に要した必要な費用にあります。）を負担したことによって被った損害に対して、介護療養賃用保険金を被保険者に支払います。

（1）被保険者が公的介護保険制度を定める法令に規定する保険給付の対象となるサービスを受けたために当該サービスの提供者に対して同法令の規定に基づき支払った費用および該サービスを受けるために負担した費用

（2）被保険者が施設介護を受けるために介護保険施設に入所または入院した場合に、公的介護保険制度を定める法令の規定により負担した次に掲げる費用等

イ、特別な居室、療養室または病室を利用したことによって負担した費用

ロ、特別な食事を利用したことによって負担した費用

ハ、理美容代

ニ、その他被保険者の日常生活においても通常必要となる費用として負担した額

（3）被保険者が施設介護を受けるために介護施設に入所した場合に老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用。ただし、老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。

（4）前3号に掲げる以外の費用で、被保険者が療養のために病院等に対して支払った費用

（5）被保険者が当会社の認めるケアマネジメント提供者からケアマネジメントを受けたために負担した費用

（6）前項の費用に次の各号に掲げるいずれかの費用が含まれる場合にはその費用を除きます。

第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

第10条 (保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まれなければなりません。
- ② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払保険料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

第11条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法（以下「保険料払込方法」といいます。）を変更することができます。

第12条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)

- ① 第10条（保険料の払込み）第1項に規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第13条 (保険料の前納)

- ① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- ② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割り引きます。

第14条 (第2回以降の保険料の払込免除)

- ① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除し、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。

② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

③ 第1項の規定により保険料の払込みが免除されている（次条において「払込免除期間」といいます。）中は、第11条（保険料払込方法の変更）の規定は適用しません。

第15条 (保険料の前納と払込免除との関係)

- ① 第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除された場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を保険契約者に返還します。
- ② 前項の規定により保険料が返還された場合において、払込免除期間が終了したときは、保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

第16条 (保険契約の復活)

- ① 保険契約が第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により効力を失った日から3年内に、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第23条（保険料の返還一無効および失効の場合）第3項に規定する保険料の返還を請求した後は、この限りではありません。
- ② 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日（以下この条において「指定日」といいます。）までに払込期日が到来している未払保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。

③ 前項の未払保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。

④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

（1）第2項の未払保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）第2項の未払保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第17条 (保険料の返還または請求一保険料の改定の場合)

- ① 当会社は、社会保険制度の変動により、この保険契約に適用する保険料を改定する必要が生じた場合は、保険契約者への通知を行なうことにより、保険期間の中途において、この保険契約の保険料を変更することができます。

② 前項の規定に基づいて保険料を変更する場合には、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。

（1）保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

（2）保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求し、改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。ただし、第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

③ 前2項の規定により保険料が変更される場合において、改定後保険料が改定前保険料よりも高いとき（保険料払込方法が一時払の保険契約および第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、追加保険料を請求するとき。）において、保険契

約者が、保険料を据え置いて保険金額を減額することを申し出たときには、当会社は、改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、当会社の定める方法により計算した保険金額に減額します。

④ 第2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社の定める方法により、保険金を削減して支払います。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5章 保険契約者または被保険者の義務

第18条 (告知義務)

① 保険契約締結（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約の復活の際に保険契約の復活を請求する書類）の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかつたときは不実のことを告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所（第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた通知をもって保険契約者に対する通知をみなします。

（1）第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。

（2）第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。

（3）前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

③ 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

（1）第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことがなくなつた場合

（2）当会社が保険契約締結の際、第1項の告げなかつた事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合はまたは過失によってこれを知らなかつた場合

（3）保険契約者はまたは被保険者が、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となる事由が生じる前に保険契約申込書の記載事項につき審査をもつて更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

（4）当会社が第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

④ 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険度測定に關係のないものでの場合は、同項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りではありません。

⑤ 第1項の規定による解除が要介護状態となる場合でも、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑥ 保険契約締結の際、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

第19条 (保険料の返還または請求一更正の申出に対する承認をする場合)

① 前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。

（1）保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。

（2）保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末までの保険料について、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

③ (重複保険契約に関する通知義務) 保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもつてその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

④ (重複保険契約者等の住所変更に関する通知義務) 保険契約者または被保険者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契

約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った飛終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者または被保険者に到達したものとみなします。

第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

第22条 (保険契約の無効)

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。
(1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
(2) 他人を被保険者とする保険契約について、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに要介護状態または傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたことを知っていたとき。

第23条 (保険料の返還・無効および失効の場合)

① 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
② 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
③ 保険契約が失効した場合には、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第24条 (保険契約の解除)

① 当会社は、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
② 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険金を賄取する目的または他人に保険金を賄取させる目的で傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
(2) 保険金の請求に關し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったことが判明した場合
(3) 前2号相当のこの保険契約を解除する理由があると当会社が認めた場合
③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所にあてた通知をもって保険契約に対する通知とみなします。
(1) 第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
(2) 第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約全員の所在が明らかでないとき。
(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

④ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
⑤ 第1項の規定による解除をした場合には、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかるらず、当会社は、その返還を請求することができます。

⑥ 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日内に行使しなければ消滅します。

第25条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第26条 (保険料の返還・一解除および保険責任の終了の場合)

保険契約が解除されたときおよび第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が解除された日もしくは保険責任が終了した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第7章 保険金の請求手続

第27条 (要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知)

① 被保険者が要介護状態となったとき、または被保険者の要介護状態区分が変化したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定の申請を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（当会社の定める様式とします。）を求めるときは、これに応じなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第28条 (保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。）は、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 支払対象期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、前号の日の6か月ごとの応当日
(3) 支払対象期間終了日

② 前項の規定により当会社に提出する書類は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 当会社の定める保険金請求書

(2) 保険証券

(3) 当会社の定める要介護状態報告書

(4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

(5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当会社の定める様式とします。）

(6) 第4条（介護療養賃貸用保険金の支払）第1項の費用および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用を支払ったことを示す領収書

(7) 被保険者の戸籍抄本

(8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書

(9) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者のいずれかの者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りではありません。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(3) 前2号に規定する者がいない場合は前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

④ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、薬剤として保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

⑤ 当会社は、第2項および第3項に規定する書類以外の書類の提出を求めることがあります。

⑥ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは第3項の規定に違反したとき、または第2項、第3項もしくは前項に規定する書類を提出しなかったとき、または第2項、第3項もしくは前項に規定する書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第29条 (当会社の指定医による診察等の要求)

① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察または死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に對して求めることがあります。

(1) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、当会社が、必要と認めたとき

(2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき

③ 前項の規定による当会社の申出について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第30条 (保険金の支払)

① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が、第28条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

② 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

③ 前2項の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本

国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第31条（鑑定人および判定人）

① 保険金支払額の決定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。この場合において、鑑定人の間で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の鑑定人にこれを裁定させます。

② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（鑑定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第32条（代 位）

① 当会社は、介護療養費用保険金または臨時費用保険金を支払ったときは、その支払った介護療養費用保険金または臨時費用保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。第3項において同様とします。）に対して有する権利を取得します。

② 保険契約者は、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、第三者に対して有する権利を行ふことによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（次条において「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。

第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の各号に定める方法で処理します。

(1) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

(2) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる介護療養費用保険金額、在宅介護費賃用保険金月額、施設介護療養費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第9章 保険契約者の変更等

第35条（保険契約者の変更）

① 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継することができます。

② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第36条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

① この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第10章 そ の 他

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1（第1条関係）

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド櫛、ひも、バー、サイドレールにつかまつても他人の介助なしでは寝返りができない。	ベッド櫛、ひも、バー、サイドレールにつかまなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は間わず5m以上立った状態から歩くこと)	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、器具を用いても、歩行ができない。	杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

別表2（第1条関係）

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
(1) 入浴	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りをすることができない。 ② 自分ではまったく洗身（浴室内でスponジや手拭いなどに石鹼等を付けて全身を洗うこと）の行為を行うことができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 1人では一般家庭用浴槽の出入りをすることができず、介護者が支えたり手を貸したり手助けをする必要がある。 ② 洗身の行為において、身体の一部を洗う、石鹼を付けるなど部分的に介助が必要である。
(2) 排せつ	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ② 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ③ 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 口腔清潔の行為において、歯ブラシやうがい等の水の用意、歯磨き粉を歯ブラシにつけるなど部分的に介助が必要である。 ② 洗顔の行為において、タオルを用意する、衣服が濡れないかの確認など部分的に介助が必要である。 ③ 整髪の行為において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 ④ 両手、両足のつめ切りの一部は自分で行っているが、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど、部分的に介助が必要である。
(3) 清潔・整容	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分ではまったく口腔清潔（はみがきうがい等）の行為を行うことができない。 ② 自分ではまったく洗顔の行為を行うことができない。 ③ 自分ではまったく整髪の行為を行うことができない。 ④ 自分ではまったくつめ切りの行為を行うことができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 口腔清潔の行為において、歯ブラシやうがい等の水の用意、歯磨き粉を歯ブラシにつけるなど部分的に介助が必要である。 ② 洗顔の行為において、タオルを用意する、衣服が濡れないかの確認など部分的に介助が必要である。 ③ 整髪の行為において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 ④ 両手、両足のつめ切りの一部は自分で行っているが、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど、部分的に介助が必要である。
(4) 衣服の着脱	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 ② 自分ではまったく上衣を着たり脱いだりすることができない。 ③ 自分ではまったくズボンやパンツを着たり脱いだりすることができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻痺がある側の腕のみ着脱するなど部分的に介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。

④ 自分ではまったく靴下等を着たり脱いだりすることができない。	④ 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
---------------------------------	--

別表3（第1条関係）

問　題　行　動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 排便をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所からむず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行動がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

特 約 条 項

◆ 要介護状態区分 A のみ担保特約条項

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が普通約款第1条（当会社の支払責任）第1号および第2号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態となつたときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護詰費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（介護詰費用保険金の支払）

① 当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護詰費用保険金の支払）第1項第1号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 在宅介護を受けている状態

各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護詰費用保険金月額（以下「在宅介護詰費用保険金月額」といいます。）。ただし、支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護詰費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額。

② 当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護詰費用保険金の支払）第2項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月について、前項各号の状態ごとに次の各号にそれぞれ規定する支払額の合計額を介護詰費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある月については、その日の午後12時の前項各号の状態をその日の前項各号の状態とみなします。」

（1）前項第1号の状態の支払額

$$\text{前項第1号の状態} = \text{在宅介護詰費用保険金月額} \times \frac{\text{前項第1号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$$

（2）前項第2号の状態の支払額

$$\text{前項第2号の状態} = \text{施設介護詰費用保険金月額} \times \frac{\text{前項第2号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$$

第3条（普通約款の読み替え）

普通約款の用語中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）第1号および第2号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 要介護状態区分 A-1 のみ担保特約条項

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が普通約款第1条（当会社の支払責任）第1号に定める要介護状態区分に該当する状態となつたときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護詰費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（介護詰費用保険金の支払）

① 当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護詰費用保険金の支払）第1項第1号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 在宅介護を受けている状態

各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護詰費用保険金月額（以下「在宅介護詰費用保険金月額」といいます。）。ただし、支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護詰費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額。

② 当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護詰費用保険金の支払）第2項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の各号にそれぞれ規定する支払額の合計額を介護詰費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある月については、その日の午後12時の前項各号の状態をその日の前項各号の状態とみなします。」

（1）前項第1号の状態の支払額

$$\text{前項第1号の状態} = \text{在宅介護詰費用保険金月額} \times \frac{\text{前項第1号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$$

（2）前項第2号の状態の支払額

$$\text{前項第2号の状態} = \text{施設介護詰費用保険金月額} \times \frac{\text{前項第2号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$$

第3条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）第1号に定める要介護状態区分に該当する状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 支払限度期間設定特約条項（期間満了用）

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 支払期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

「(2) 支払期間の終了

この特約が付帯された保険契約に免責期間設定特約が付帯されている場合には、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(3) 支払期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して保険証券記載の免責期間が経過した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から、次のいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

「(4) 支払期間

被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 支払限度期間設定特約条項（65歳満了用）

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 支払期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

「(2) 支払期間の終了

この特約が付帯された保険契約に免責期間設定特約が付帯されている場合には、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(3) 支払期間

被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日

第2条（責任の始期および終期）

当会社は、この特約条項により、普通約款第3条（責任の始期および終期）第1項を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に終わります。

第3条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。

第4条（有期特約が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、当会社は、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 支払期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け

取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。」が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

イ、被保険者が要介護状態でなくなった日

ロ、被保険者が満65歳に達した日以降最初に到来する保険期間の末日の応当日」」

② この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、第2条（責任の始期および終期）および第3条（保険契約の失效）の規定は適用しません。

第5条（免責期間設定特約が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に免責期間設定特約が付帯されている場合には、当会社は、第1条（支払対象期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(iii) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して、保険証券記載の免責期間が経過した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

イ、被保険者が要介護状態でなくなった日

ロ、被保険者が満65歳に達した日以降最初に到来する保険年度の末日」」

② 前項の場合において、有期特約が付帯されている場合には、当会社は、前項の規定中「ロ、被保険者が満65歳に達した日以降最初に到来する保険年度の末日」とあるのは「ロ、被保険者が満65歳に達した日から1年内に到来する保険期間の末日の応当日」と読み替えて適用します。

第6条（初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合には、当会社は、初回保険料の口座振替に関する特約条項第3条（責任の始期および終期）の規定は適用しません。

② この特約が付帯された保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合には、当会社は、第2条（責任の始期および終期）において

「① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日」に終わります。

とあるのは

「① 当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に終わります。」

と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約条項

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款第1条（介護療養費用保険金の支払）、第1項、第5条（介護諸費用保険金の支払）、第1項、第6条（臨時費用保険金の支払）、第1項、第9条（保険金を支払わない場合）、第2項および第28条（保険金の請求）、第1項第1号の規定中、「90日」とあるのは「（保険証券記載の日数）」と読み替えて適用します。

◆ 免責期間設定特約条項

第1条（普通保険約款の読み替え）

① 当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次の通り読み替えて適用します。

「(ii) 支払対象期間

次に定める支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。

イ、支払対象期間開始日

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して、保険証券記載の免責期間が経過した日をいいます。

ロ、支払対象期間終了日

被保険者が要介護状態でなくなった日をいいます。

② 当会社は、この特約条項により、普通約款第4条（介護療養費用保険金の支払）、第1項、第5条（介護諸費用保険金の支払）、第1項、第6条（臨時費用保険金の支払）、第1項、第9条（保険金を支払わない場合）、第2項および第28条（保険金の請求）、第1項第1号の規定中、「支払対象期間開始日」とあるのは「要介護状態診断日」、「90日」とあるのは「（保険証券記載の免責期間の日数）」と読み替えて適用します。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、免責期間とは要介護状態診断日から起算して、継続して要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」）をいいます。以下同様とします。）である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払い

ません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約条項

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款第5条（介護諸費用保険金の支払）、第1項第1号の規定中「ロ、要介護状態区分Bの場合……70%」とあるのに「ロ、要介護状態区分Bの場合……（保険証券記載の支払割合）」と読み替えて適用します。

◆ 介護諸費用保険金不担保特約条項（施設介護用）

第1条（介護諸費用保険金の支払）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（介護諸費用保険金の支払）、第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が施設介護を受けている状態の場合には介護諸費用保険金を支払いません。

第2条（普通約款の読み替え）

当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護諸費用保険金の支払）、第2項を次のとおり読み替えて適用します。

「① 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項第1号の要介護状態区分が複数あるときは、その月について、前項第1号に該当する状態の要介護状態区分ごとに次の算式によって計算された支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項第1号の要介護状態区分が複数ある日については、その日の午後12時の前項第1号の要介護状態区分をその日の要介護状態区分とみなして計算します。

$$\text{要介護状態区分ごとに該} \\ \text{要介護状態区分}_i = \frac{\text{在宅介護諸費用} \times \text{前項第1号の要介護状態区分}_i \times \text{当する日数}}{\text{保険金月額} \times \text{総区分に応じた割合} \times \text{その月の総日数}}$$

◆ 介護諸費用保険金の支払方法変更特約条項（施設介護用）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（介護諸費用保険金の支払）、第1項第2号を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 施設介護を受けている状態

3万円（以下「施設介護諸費用保険金月額」といいます。）」

◆ 通信販売に関する特約条項

第1条（保険契約の中込み）

当会社に対して通報により保険契約の中込みをしようとする者は、所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付することによって保険契約の中込みをすることができるものとします。

第2条（保険料および保険料の払込み）

① 前条の規定により当会社または代理店が申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約受けの可否を審査し、受けの可否を用いて行うものについては、当会社または代理店から、保険料、保険料払込期日、保険料払込方法等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。

② 保険契約者は、前項の通知書を受け取ったときは、その通知書に従って保険料を払い込まなければなりません。

第3条（保険契約の解除――一時払保険料または第1回保険料不払の場合）

① 当会社は、前項第1項の通知書に記載された保険料について保険料払込期日までに払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。

② 当会社は、前項の解除を行う場合には、申込書記載の保険契約者の住所（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあたる書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将向に向かってその効力を生じます。

③ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあたてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

(1) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。

(2) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。

(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第4条（追加保険料および追加保険料の払込み）

① 普通約款またはこの保険契約に付帯されている他の特約条項の告知義務または通知義務に関する保険料の請求の規定に基づき、当会社が追加保険料の請求を行う場合には、当会社は、追加保険料、追加保険料払込期日、追加保険料払込方法等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。

② 保険契約者は、前項の通知書を受け取ったときは、その通知書に従って追加保険料を払い込まなければなりません。

③ 当会社は、前2項の規定に従い追加保険料払込期日までに追加保険料が払い込まれなかつた場合は、当該追加保険料領收前に生じた事故について、告知の更正の申し出の承認また

は通知がなかったものとして取り扱います。

第5条（保険契約の解除一追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、前条第1項の通知書に記載された追加保険料について追加保険料払込期日までに払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、前項の解除を行う場合には、申込書記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

(1) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。

(2) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の住所が明らかでないとき。

(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

④ 第1項の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または保険契約が解除された日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約条項の規定を適用します。

◆ 団体保険料分割払特約条項（一般A）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が公団、公会、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの契約が締結されていること。

イ 保険契約者が給与との支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限る。

ロ 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記イののただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。

(3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結する者（以下「集金者」といいます。）に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ 集金者が團体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

ロ 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その企画を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに

該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったりた場合

(3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体に係る特約を付した保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号の事実が発生したときは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、連絡なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないと、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾

病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状

態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

① 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合はまたは同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合は翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条（特約失効の特例）

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する月の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約が失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同第8条（特約の失効または解除）第2項の規定によりこの特約が解除された場合の「翌保険年度以降の保険料の払込方法」は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第12条（所持補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同第8条（特約の失効または解除）第2項の規定によりこの特約が解除された場合の「翌保険年度以降の保険料の払込方法」は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

この特約が付帯された保険契約に所持補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条（保険料領收前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分割保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領收前に、要介護状態となった場合

」であるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分割保険料の領收前に被った身体障害による就業不能

(2) 第1回分割保険料の領收前に始まった就業不能

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領收前に、要介護状態となった場合

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領收前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領收前に始まった就業不能

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領收前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領收前に始まった就業不能

」であるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

」であるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を支払いません。

」であるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

」であるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

」であるのは

「② 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分割保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領收前に、要介護状態となった場合

」であるのは

「② 保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領收前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領收前に、要介護状態となった場合

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

」であるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領收前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

」であるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社

は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 団体扱保険料分割払特約条項（一般B）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が公社、公園、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ. 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）

ロ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

(3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ. 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

ロ. 上記イ. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。

(2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領收前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分割保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態（要介護保険料支払保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領收前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その企画を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領收前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領收前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領收証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領收証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失效または解除）

(1) この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の裏金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなったりの場合

(3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の裏金が行わなかった場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体に亘る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(3) 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、連絡なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第

イ。保険契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、預金口座振替により、保険料を給与支払日後の最初の集金日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

ロ。上記イ。により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

（1）第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

（2）第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるとおり従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみの効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りではありません。

（1）集金契約が解除されたこと。

（2）保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に支払されなかつたこと。

（3）保険契約者が毎月給与振込口座への振込みによる給与の支払を受けなくなつたこと。

（4）当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなりた旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が団体扱いで係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあってそその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除）

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

（1）集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の支払を怠ったとき

（2）集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。

用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

（1）普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

（2）普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

（3）基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

（4）特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法

① 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条（特約失効の特例）

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（退職者等に関する特則）

① 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱いで保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条（特約の適用）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

（1）団体または団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。

（2）保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ. 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続を行い得る最初の集金日に集金すること。
ロ. 上記イ. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

② 前項の場合、第7条（特約の失効または解除）第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。

（1）集金契約が解除されたこと。

（2）保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号イ. の集金日から1か月以内に集金されなかつたこと。

（3）当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

第12条（葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第13条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得控除特約が付帯された場合の取扱い）
この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

（1）第4条（保険料領収前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるとおり、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

（1）第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは
「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるとおり、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

（1）第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

（2）第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

（2）保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み) 第2項において

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第14条 (傷害による死亡・後遺障害担保特約 (所得補償特約用) または傷害による死亡・後遺障害担保特約 (要介護状態による喪失所得担保特約) が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

① 第4条 (保険料領収前の事故) において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。」

(2) 第5条 (追加保険料の払込み) 第2項において

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(3) 第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み) 第2項において

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 団体扱保険料分割払特約条項

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 (保険料の分割払い)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込み)

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条 (追加保険料の払込み)

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条 (保険料請求証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつたとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなつた場合

(3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

② 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、連絡なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条 (特約失効からの未払込分割保険料の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは、集金不能日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内には保険金を支払えないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定の中「猶月期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」

第9条 (特約失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 第7条 (特約の失効) 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条 (特約失効時の特例)

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了した日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければ

なりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第12条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

（1）第4条（保険料領収前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

（1）第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

（1）第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

（2）第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

（2）第5条（追加保険料の払込み）第2項において

「保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

（1）追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

（2）追加保険料の領収前に始まった就業不能

（3）第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

（1）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

となるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

（1）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

（2）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第13条（傷害による死亡、後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死後、後遺障害担保特約（要介護状態による喪失所得担保特約用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

（1）第4条（保険料領収前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

（1）第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

（2）第5条（追加保険料の払込み）第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいず

れかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険金を支払いません。」

（3）第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

（1）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

となるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 団体扱保険料分割払特約条項（口座振替用）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

（1）保険契約者が官公署（公社、公団、その他特殊法人を含みません。以下同様とします。）に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けていること。

（2）次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ、保険契約者が給与の支払を受けている官公署（以下「団体」といいます。）

ロ、団体に勤務する者によって構成されており、かつ、団体に勤務する者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

（3）保険契約者が当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ、保険契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、預金口座振替により、保険料を給与と支払日後の最初の集金日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

ロ、上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

（1）第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

（2）第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」とい

います。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合に、この限りではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。
(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかつたこと。

(3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなつたこと。

(4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなつた旨の通知を受けたこと。
(5) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体被る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と數えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(6) 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときはまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、運営費、書面でもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があつた場合は、その住所または通知先をいいます。)

第8条(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

① 保険契約者は、前第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料(当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付))の規定を適用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるいは「集金不能日等または解除日」

第9条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込み)

① 第7条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初口応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条(特約失効時の特約)

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ対象の中出がない限り、積立期間の満了する月の属する前の月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した月の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条(被保険者等に関する特則)

① 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体被るに係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条(特約の適用)の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

(1) 団体または団体に勤務する者によって構成されており、かつ団体に勤務する者の生活の安定もしくは福利の向上等に寄与することを目的として設立された組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。

(2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日に集金すること。

ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

② 前項の場合、第7条(特約の失効または解除)第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号イ、の集金日から1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 当会社が集金者からこの保険契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

第12条(界無費用担保特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に祭賀費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条(保険料領収前の事故)、同第5条(追加保険料の払込み)第2項および同第8条(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合」、「要介護状態となつた場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第13条(所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条(保険料領収前の事故)において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 第1回分割保険料の領収前に始まつた就業不能

(2) 第5条(追加保険料の払込み)第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。」

(1) 追加保険料の領収前に被つた身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まつた就業不能

(3) 第8条(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないとときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないとときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能について、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、被つた身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、始まつた就業不能

第14条(傷害による死亡・後遺障害併存特約(所得補償特約用)または傷害による死亡・後遺障害併存特約(要介護状態による喪失所得担保特約用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条(保険料領収前の事故)において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被つた傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

- (2) 第5条(追加保険料の払込み)第2項において
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
 (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合」
 であるのは
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」
 (3) 第8条(特約の失效または解除)第2項において
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 (1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合」
 であるのは
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 集団扱に関する特約条項

第1条(特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 (1) 保険契約者が保険証券記載の集団(以下「集団」といいます。)の構成員(当該集団および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。)であり、かつ、集団扱に関する特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
 (2) 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
 (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 イ. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 ロ. 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込方法)

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料の全額もしくは年額保険料(この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。)を一括して払い込むことまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。
 ② 保険契約者が保険料の全額または年額保険料を一括して払い込む場合は、保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むまなければなりません。
 ③ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むまなければなりません。
 ④ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むまなければなりません。

第3条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まつた後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

- (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となりた事由が生じた場合
 (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第4条(追加保険料の払込み)

- ① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第5条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してこれを発行しません。

第6条(特約の失效または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集余が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りでありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
 (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかつたこと。
 (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の被保険者に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と數えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 ③ 第1項第1号もしくは第3号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務))第1項の規定による通知があつた場合は、その住所または通知先をいきます。)

第7条(特約の失效または解除後の未払込分割保険料等の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料または未払込分割保険料(当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 ② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料等について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- (1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 (2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料等および払込期日が到来している未払込保険料」
 (3) 基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第8条(特約の失效または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 第6条(特約の失效または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、保険料の全額を一括して払い込む場合を除き年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第9条(特約失效の特例)

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する月の属する月の前々月の集金日から将来に向かってのみその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失效した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料等の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込猶予期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第10条(靠察費用担当保険料が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に靠察費用担当保険料が付帯されている場合には、当会社は、この特約第3条(保険料領収前の事故)、同第4条(追加保険料の払込み)第2項および同第7条(特約の失效または解除後の未払込分割保険料の払込み)第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合」、「要介護状態となつた場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第11条(所得補償特約または要介護状態による喪失所得保険料が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）において
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。
 (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合」
 とあるのは
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。
 (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能」
 (2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。
 (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」
 とあるのは
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。
 (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能」
 (3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）第2項において
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合」
 とあるのは
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。
 (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能」
 第12条（傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（要介護状態による喪失所得担保特約用）が付帯された場合の取扱い）
 この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。
 (1) 第3条（保険料領収前の事故）において
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。
 (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合」
 とあるのは
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」
 (2) 第4条（追加保険料の払込み）第2項において
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。
 (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」
 (3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）第2項において
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 (1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合」
 とあるのは
 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 団体による集金扱いに関する特約条項

- 第1条（特約の適用）
 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 (1) 団体と当会社との間に「介護補償保険団体による集金保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
 (2) 保険契約者と団体との間に次のことで同意があること。
 1. 保険契約者から集金契約に定める集金日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。
 ロ. 上記1.により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと
- 第2条（保険料の払込方法）
 ① 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料の全額もしくは年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込むことまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
 ② 保険契約者が保険料の全額または年額保険料を一括して払い込む場合は、保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
 ③ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
 ④ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
- 第3条（保険料領収前の事故）
 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この限りでありません。
 (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合
 (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

- 第4条（追加保険料の払込み）
 ① 普通約款および他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むなければなりません。
 ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合
- 第5条（保険料領収証の発行）
 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。
- 第6条（特約の失効または解除）
 ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りでありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
 (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかつたこと。

(3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の集金被るに係る特約を付帯した保険契約を継続している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第3号の事由が発生したときは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅延なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があつた場合は、その住所または通知先をいいます。）

第7条 特約の失効または解除後の未払込分割保険料等の払込み

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料または未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下「未払込分割保険料等」といいます。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料等について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料等および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能口等または解除日」

第8条 特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込み方法

① 第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、保険料の全額を一括して払い込む場合を除き年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第9条 特約失効時の特例

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将米に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料等の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が保険期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第10条 「所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い」

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用扣保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第3条（保険料領収前の事故）、同第4条（追加保険料の払込み）第2項および同第7条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合」、「要介護状態となつた場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第11条 「所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い」

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条（保険料領収前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

」とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能につ

いては、当会社は、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りであります。」

(1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

(2) 第4条（追加保険料の払込み）第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

(3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（要介護特約による喪失所得担保特約）が付帯された場合の取扱い」

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条（保険料領収前の事故）において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(2) 第4条（追加保険料の払込み）第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能口または解説口から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

◆ 初回保険料の口座振替に関する特約条項

第1条（特約の適用）

① この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次の各号に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

(1) 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料

(2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料（保険料の払込方法が一部一時払の場合には一時払保険料を含みます。）

② 保険契約者がこの特約の適用を受けようとするときは、次の各号に掲げる条件を満たすことをします。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提供している金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）に、保険契約締結の時に設置されていること。

(2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。

第2条（初回保険料の払込み）

① 初回保険料の払込みは、取扱金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

② 初回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが該当休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

③ 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日）の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

第4条（初回保険料の口座振替が行われなかつた場合の取扱い）

① 第2条（初回保険料の払込み）の規定による初回保険料の払込みが行われなかつた場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下この条において「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

② 前条の規定にかかるわざず、保険期間が始まった後でも、当会社は、初回保険料領収前に生じた事故による損害または損失については保険金（この保険契約に付帯されている特約によって支払われる保険金を含みます。）を支払いません。

③ 第1項の初回保険料の払込みが行われなかつた場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかつた場合には、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。

④ 前項の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、すでに払い込まれた保険料を返還しません。

第5条（支払限度期間設定特約（65歳満了用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に支払限度期間設定特約（65歳満了用）が付帯されている場合には、当会社は、第3条（責任の始期および終期）の規定中「被保険者が死亡したとき」とあるのは「被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に」と読み替えて適用します。

第6条（有期特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、当会社は、第3条（責任の始期および終期）の規定中「被保険者が死亡したとき」とあるのは「保険証券に記載された保険期間の末日の午後4時」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

◆ クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

① 当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。

② 前項にいう保険契約とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

① 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行なう上で、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。

(1) 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険料相当額を支払っている場合は、この限りではありません。

(2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および譲受保険料支払後の取扱い）

① 当会社は、前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。

③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第4条（保険料の返還および契約者貸付の特則）

① 普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の金額をすでに支払っている場合は、この限りではありません。

② 積立型基本特約付帯契約においては、保険契約者は、当会社がカード会社からの保険料相当額の領収を確認した後でなければ、契約者貸付を受けることができません。なお、前項ただし書の規定は、本項にも準用します。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定を準用します。

◆ 介護費用保険契約からの転換に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている介護費用保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「被転換契約」といいます。）を消滅させ、新たに介護補償保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「転換後契約」といいます。）を締結する場合（以下「転換」といいます。）に適用します。

第2条（転換にあたっての条件）

転換にあたっては、被転換契約および転換後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していかなければなりません。

① 被転換契約が、第5条（転換日）に定める転換日において有効に存続していること

② 被転換契約と転換後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること

③ 転換後契約の次に掲げる保険料が次に定める転換価格をこえるときは、第5条（転換日）に定める転換日の前日までに次に掲げる額と転換価格との差額が払い込まれていること。

イ. 転換後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料

ロ. 転換後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された第1回保険料（転換後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

④ その他当会社が定めた条件

第3条（被転換契約の転換価格）

① 被転換契約の転換価格は、次に掲げる各号の金額の合計額とします。ただし、保険契約者が払い込みべき保険料の未払込部分があるときはその額を、積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）第3条（保険料の振替貸付）の貸付金または同第8条（契約者貸付）の貸付金があるときはその元利合計額を、次の各号に掲げる金額の合計額から差し引いた残額とします。

① 被転換契約の未経過保険料（保険業法施行規則第70条第1項第1号に定める金額をいいます。以下同様とします。）

② 次の金額の合計額

イ. 被転換契約の基本特約の別表1 A表により計算した返い金

ロ. 被転換契約の基本特約第13条（契約者配当）の規定により算出される契約者配当金

② 当会社は、前項第1号の金額を転換後契約の未経過保険料に、前項第2号の金額を転換後

契約に付帯される積立型基本特約条項の保険料に充当します。

第4条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき転換を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第5条（転換日）

① 転換日は、保険契約者が書面をもって転換する旨を当会社に申し出て、当会社が転換日として承認した日とします。

② 前項に定める転換日を転換後契約の保険期間の初日とします。

③ 被転換契約に対する当会社の保険契約上の責任は、転換後契約の責任開始時に消滅します。

第6条（普通約款の読み替え）

転換の場合に、転換後契約に対する介護補償保険契約普通保険約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活）を含みます。以下同様とします。」の際に「また同条第3項第2号および同条第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を転換する際」、同条第1項の規定中「保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類）の記載事項」また同条第3項第3号および同条第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の転換を請求する書類の記載事項」、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「転換していた」とします。

◆ 契約内容の異動に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動前契約」といいます。）の契約内容を、異動前契約とは異なる契約内容の保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動後契約」といいます。）とする場合（以下「異動」といいます。）に適用します。

第2条（保険契約を異動する場合の条件）

保険契約を異動する場合には、異動前契約および異動後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していなければなりません。

① 異動前契約が、第4条（異動日）に定める異動日において有効に存続していること。

② 異動前契約と異動後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること。

③ 第4条（異動日）に定める異動日の前日までに次の箇が払い込まれていること。ただし、第3条（保険料の返還）の規定が適用される場合を除きます。

イ、異動後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された追加保険料

ロ、異動後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された異動後契約についての初回の保険料（異動後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合は当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

④ その他当会社が定めた条件

第3条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき異動を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第4条（異動日）

① 異動日は、保険契約者が書面をもって異動を行う旨を当会社に申し出て、当会社が異動日として承認した日とします。

② 被保険者が異動日以降普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者が傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が異動日より前であったときは、当会社は、異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

③ 異動日以降に生じた傷害、疾病その他の要因により、被保険者が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、異動の請求の際に、保険契約者は被保険者（これらの方の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、異動を請求する書類の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかつたときは不実のことを告げたときは、当会社は異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と異動前契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第5条（普通約款の読み替え）

異動の場合に、異動後契約に対する介護補償保険契約普通保険約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活）を含みます。以下同様とします。」の際に「また同条第3項第2号および同条第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約の異動を承認する際」、同条第1項の規定中「保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類）の記載事項」また同条第3項第3号および同条第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の異動を請求する書類の記載事項」、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「異動を承認していた」とします。

第6条（事実の調査等）

異動を承認する際に、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

◆ 葬祭費用担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金が支払われる場合において、当該保険金の支払対象期間（普通約款第2条（用語の定義）第10号に規定する「支払対象期間」をいいます。）が被保険者の死亡により終了したときは、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金（葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が死亡したものと推定します。

第3条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{他の保険契約がないものとして} \\ \frac{\text{被保険者の親族が} \times \text{算出したこの特約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそ} = \text{險金の支払額}} \\ \text{れぞれの保険契約の支払責任額の合計額}$$

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによる被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

（1）保険契約者が（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失

（2）保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

（3）被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

（4）被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りではありません。

（5）被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。

（6）被保険者に対する刑の執行

（7）地震もしくは噴火またはこれらによる津波

（8）戦争、外敵の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動（この特約においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、企団または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（9）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故

（10）前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

（11）第9号以外の放射線照射または放射能汚染

（12）頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

（13）被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができるおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

第5条（死亡の通知）

① 被保険者が死亡したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この号において同様とします。）は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したとき、被保険契約者または保険金を受け取るべき者は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難死の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつたときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第6条（保険金の請求）

① 保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下同様とします。）が保険金

の支払を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 当会社の定める保険金請求書

(2) 保険証券

(3) 当会社の定める状況報告書

(4) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

(5) 死亡診断書または死体検査書

(6) 被保険者の戸籍謄本

(7) 雑費費用の支出を証明する書類

(8) 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

(9) 保険金を受け取るべき者の戸籍謄本

(10) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

(2) 当会社は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項に規定する書類を提出しなかったとき、または前2項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第7条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

① この特約について、保険金を受け取るべき者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合はそのままの所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の内の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。

(1) 第4条（介護療養費用保険金の支払）

(2) 第5条（介護賃費用保険金の支払）

(3) 第6条（臨時費用保険金の支払）

(4) 第7条（重複保険契約）

(5) 第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

(6) 第9条（保険金を支払わない場合）

(7) 第10条（保険料の払込）第2項

(8) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）

(9) 第28条（保険金の請求）

(10) 第30条（保険金の支払）第2項

第9条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第2条（用語の定義）第12号の規定中「この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約」

(2) 第3条（責任の始発期および終期）第3項の規定において

「④ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「⑤ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、死亡した場合

(3) 第16条（保険契約の復活）第4項の規定において

「⑥ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「⑦ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、死亡した場合

(4) 第18条（告知義務）第3項第3号の規定中「要介護状態の原因となる事由」とあるのは「死亡の原因となる事由」、同第5項の規定中「要介護状態となった後」とあるのは「死

亡した後」

(5) 第19条（保険料の返還または請求一更正の申出に対して承認をする場合）第2項の規定において

「② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、死亡した場合

となるのは

「③ 第22条（保険契約の無効）第3号の規定中「すでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたこと」とあるのは「すでに死亡していたことまたは傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が発生していたこと」

(7) 第24条（保険契約の解除）第2項第1号の規定中「要介護状態の原因となった事由」とあるのは「死亡の原因となった事由、同第5項の規定中「要介護状態に対しては」とあるのは「死亡した場合には」

(8) 第29条（当会社の指定医による診察等の要求）第1項の規定において

「① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

(1) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、当会社が、必要と認めたとき

(2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき

となるのは

「① 当会社は、この特約条項第5条（死亡の通知）の規定による通知または同第6条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

(9) 第30条（保険金の支払）第1項の規定中「第28条（保険金の請求）の規定による手続」とあるのは「この特約条項第6条（保険金の請求）の規定による手続」

(10) 第32条（代位）第1項の規定中「介護療養費用保険金または臨時費用保険金」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）に定める保険金」

(11) 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第3項において

「③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる要介護療養費用保険金月額、在宅介護費用保険金月額、施設介護療養費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

となるのは

「③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる保険金額で保険金を支払います。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、死亡した場合

となるのは

「④ 第10条（準用規定）この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

◆ 所得補償特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が日本国内または国外において傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）または疾病（あわせて以下この特約条項において「身体障害」といいます。）を被り、

その直接の結果として就業不能になったときは、被保険者が被る損失についてこの特約条項

および介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に従い保険金（所得補償保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 傷害

被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(2) 疾病

被保険者が被った前号の傷害以外の身体の障害をいいます。

(3) 身体障害を被った時

イ、傷害については、傷害の原因となった事故発生の時

ロ、疾患については、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時。

(4) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(5) 就業不能

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く從事できない状態をいいます。

イ、その身体障害の治療のため、入院していること。

ロ、上記イ、以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治ゆした後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

(6) 免責期間

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

(7) てん補期間

免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。

(8) 就業不能期間

てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

(9) 所得

証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものといいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

(10) 平均月間所得額

免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(11) 繙続契約

この特約条項または所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約（所得補償保険以外の保険に付帯されるこの特約条項と支払責任が同一であるその他の特約を含みます。以下「所得補償保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。

(12) 初年度契約

前号の継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。

第3条（責任の始期および終期）

① 当会社の保険責任は、保険証券記載のこの特約の保険期間（以下「特約保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 特約保険期間が開始した場合においても、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。

（1）この保険契約の特約保険期間の開始時から、この特約の保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

（2）この保険契約の特約保険期間の開始時から、この特約の保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

（3）被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間または特約保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中にあったときは、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中または特約保険期間中に始まった就業不能

第4条（特約保険期間と支払責任の關係）

① 当会社は、被保険者が特約保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。

② 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が特約保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の所得補償保険契約

の保険期間または特約保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

① 当会社は、就業不能期間に対し、被保険者に保険金を支払います。

② 前項の保険金の額は、就業不能期間1か月について、保険証券記載の所得補償保険金額（以下この特約条項において「保険金額」といいます。）とします。ただし、平均月間所得額が保険金額より小さいときは、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。

③ 就業不能期間が1か月に満たない場合は1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金額を決定します。

④ この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約の特約保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第6条（保険金の支払限度）

当会社の支払うべき保険金の支払限度は、次に掲げる各号のとおりとします。

（1）同一の身体障害による就業不能に対しでは、保険証券記載のてん補期間を限度とします。同一の身体障害による就業不能の取扱いは、第10条（就業不能の取扱い）の規定のとおりとします。

（2）特約保険期間を通じ保険証券記載の総支払限度日数（以下「総支払限度日数」といいます。）をもって限度とします。

第7条（重複保険契約）

重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、しかも、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した就業不能期間1か月に相当する支払責任額の合計額が平均月間所得額をこえるときは、当会社は、次の算式によつて算出された額を保険金として支払います。

この保険契約における就業不能

$$\frac{\text{平均月間}}{\text{期間}1\text{か月あたりの支払責任額}} \times \frac{\text{期間}1\text{か月あたりの支払責任額}}{\text{所 得 額}} = \text{この保険契約における就業不能期間}1\text{か月あたりの支払保険金の額}$$

第8条（就業不能期間の重複）

当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金を支払いません。

第9条（就業不能期間の決定）

① 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する就業不能期間を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長したときも、前2項と同様の方法で支払います。

第10条（就業不能の取扱い）

① 免責期間をこえる就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が復発したときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

② 前項の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその口を含めて6ヶ月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

第11条（保険金を支払わない場合）

① 当会社は、次の各号に掲げる身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

（1）保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって被った身体障害

（2）保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額について、この限りではありません。

（3）被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害

（4）被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。

（5）被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害

（6）戦争、外団の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そのこれらに類似の事変しくは暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な尊態と認められる状態をいいます。）によって被った身体障害

（7）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害

- (8) 前2号の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
 (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
 (10) 腹部疾患（いわゆる「むらうら症」）または腰痛で他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

② 当会社は、次の各号に掲げる傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいいます。）を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害
 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害
 (4) 当会社は、次の各号に掲げる事由による就業不能に対しては、保険金を支払いません。
 (1) 被保険者の精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。）
 (2) 被保険者の妊娠または出産

第12条（告知義務）

普通約款第18条（告知義務）第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、この限りではありません。

第13条（証券記載業務の変更に関する通知義務）

① 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の業務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人も含みます。第4項において同様とします。）は、連絡なく書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

② 前項の通知を受けた場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。

(1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合は、当会社は、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。

(2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度までの保険料については、その保険年度末までの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、普通約款第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(3) 前号において、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合に、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

③ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に從事していない間に被った傷害による就業不能については、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領取前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領取前に始まった就業不能

④ 保険契約者は被保険者が第1項の手続きを怠った場合において、変更後保険料が変更前保険料より高いときも前項と同様とします。

第14条（保険金額の減額による保険料の変更）

① 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、第5条（保険金の支払額）第2項に定める保険金額を減額することができます。

② 前項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。

(1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還します。ただし、当会社が保険金額の減額を承認する日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合は、当会社は、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。

(2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社の定める方法により、減額後の保険料を算出します。

(3) 前号において、当会社が保険金額の減額を承認する日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合に、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

第15条（特約の失效）

① 保険契約締結の後、被保険者がこの特約各項に基づき保険金が支払われる就業不能の原因

となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかかる業務にも従事しなくなったとき、または、従事できなくなってきたときは、この特約は効力を失います。

② 前項の規定によりこの特約が失效した場合には、当会社は、未経過期間（特約保険期間末における被保険者の満年齢が75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態（以下この特約各項において「要介護状態」といいます。）となっていたときは、また、この特約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第16条（就業不能期間が開始したときの保険契約）

① 就業不能期間が開始したときは、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、または、その通知もしくは説明について知っている事實を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第17条（就業不能の証明）

就業不能期間が1ヶ月以上継続するときは、被保険者は1ヶ月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

第18条（保険金の請求）

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第4項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとする場合には、次の各号のいずれかの日からその日を含めて30日以内に、保険金請求書、保険証券および次項に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 就業不能が終了した日（第2号または第3号に該当する場合を除きます。）

(2) 就業不能の期間が3ヶ月を超えて継続したときは、てん補期間の末日

(3) 被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡したときは、被保険者が死亡した日

② 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。

(1) 当会社の定める就業不能状況報告書

(2) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

(3) 被保険者の印鑑部印書

(4) 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書

(5) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

(6) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書

(7) 所得を証明する書類

(8) 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検査書

(9) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

③ 当会社は、前2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。

④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条またはこの条第1項もしくは第3項の規定に違反したとき、または、提出書類に知っている事實を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第19条（保険金支払後の特約）

① この特約は、第1条（当会社の支払責任）および第6条（保険金の支払限度）の規定により保険金が終支払限度日数まで支払われたときは、その保険金支払の原因となった身体障害による就業不能が開始した時に終了します。

② 前項の規定によりこの特約が終了した場合には、当会社は、未経過期間（特約保険期間末における被保険者の満年齢が75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたときは、または、この特約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第20条（普通約款の適用除外）

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。

(1) 第3条（責任の始期および終期）

(2) 第4条（介護療養費用保険金の支払）

(3) 第5条（介護賃貸費用保険金の支払）

(4) 第6条（臨時賃貸費用保険金の支払）

(5) 第7条（預貯保険契約）

(6) 第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

(7) 第9条（保険金を支払わない場合）

(8) 第10条（保険料の払込）第2項

(9) 第17条（保険料の返還または請求一保険料の改定の場合）

(10) 第23条（保険料の返還一無効および失効の場合）第3項

(11) 第27条（要介護状態となつたときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）

(12) 第28条（保険金の請求）

(ii) 第32条（代位）

第21条（普通約款の読み替え）

- この特約条項においては、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第2条（用語の定義）第12号の規定中「この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約」
 - (2) 第16条（保険契約の復活）第4項において
 - ④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
 - (1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合 - ⑤ あるのは
 - ④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。
 - (1) 第2項の未払込保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 - (2) 第2項の未払込保険料の領収前に始まった就業不能 - (3) 第18条（告知義務）第3項第3号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となる事由が生じる前に」とあるのは「被保険者が身体障害を被る前に、同条第5項の規定中「要介護状態となった後に」とあるのは「てん部期間が開始した後に」
 - (4) 第19条（保険料の返還または請求一更正の申し出に対して承認をする場合）第2項において
 - ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合 - ③ あるのは
 - ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。
 - (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 - (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能 - (5) 第22条（保険契約の無効）第3号の規定中「すでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたこと」とあるのは「すでに就業不能が始まっていたことまたは就業不能の原因となった身体障害を被っていたこと」
 - (6) 第24条（保険契約の解除）第2項第9号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じさせたこと」とあるのは「身体障害を生じさせたこと」
 - (7) 第24条（保険契約の解除）第5項において
 - ⑤ 第1項の規定による解除をした場合には、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。」
⑥ 第1項の規定による解除をした場合には、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (1) 第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - (2) 第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に始まった就業不能 - (8) 第26条（保険料の返還・解除および保険責任の終了の場合）の規定中「被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間」とあるのは「未経過期間（特約保険期間末日における被保険者の満75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）」
 - (9) 第29条（当会社の指定医による診察等の要求）第1項において
 - ① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者は被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
 - (1) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、当会社が、必要と認めたとき
 - (2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき - ② あるのは
 - ① 当会社は、この特約条項第16条（就業不能期間が開始したときの通知）もしくは同第17条（就業不能の証明）の通知を受けた場合または同第18条（保険金の請求）の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会

社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。」

- (10) 第30条（保険金の支払）第1項の規定中「第28条（保険金の請求）」の規定による手続」とあるのは「この特約条項第18条（保険金の請求）」の規定による手続」

- (11) 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第3項の規定において
- ③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる介護療養費用保険金月額、在宅介護療養費用保険金月額、施設介護療養費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

③ あるのは

- ④ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいて契約することができる保険金額で保険金を支払います。

- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

第22条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

◆ 天災危険担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項第11条（保険金を支払わない場合）第2項第2号および第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

◆ 特定疾病等不担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能であるときは、保険金を支払いません。

◆ 航空機乗組員特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項第2条（用語の定義）第5号を次のとおり読み替えて適用します。

- (5) 就業不能
- 被保険者が身体障害を被ったため、その直接の結果として、航空機に乗り込んで運行を行う航空業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できること（身体障害が治りましたが、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます。）をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

◆ 入院のみ担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項第2条（用語の定義）第5号を次のとおり読み替えて適用します。

- (5) 就業不能

被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより保険証券記載の被保険者の業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

◆ 家事従事者特約条項（所得補償特約用）

第1条（所得補償特約条項の読み替え）
この特約条項においては、所得補償特約条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 所得補償特約条項第2条（用語の定義）第5号

- ⑤ 就業不能
被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

- (2) 所得補償特約条項第2条（用語の定義）第9号

- ⑨ 所得
被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利潤をいいます。」

(3) 所得補償特約条項第2条（用語の定義）第10号

「(II) 平均月間所得額

別表に定める金額とし、所得補償特約の各条項においては、この額を適用するものとします。」

第2条（所得補償特約条項の適用除外）

この特約条項において、所得補償特約条項第18条（保険金の請求）第2項第7号の規定は適用しません。

第3条（坐立規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、所得補償特約条項および介護補償保険普通保険約款の規定を準用します。

別表

（注）

（注）事業方法書 VII自動車損害賠償責任保険（別紙）自動車損害賠償責任保険損害査定要綱に定める傷害による損害における休業損害の額の30割分とする。

◆ 傷害による死亡・後遺障害担保特約条項（所得補償特約用）

第1条（当会社の支払責任）

① 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この特約条項、所得補償特約条項および介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（死亡保険金および後遺障害保険金を含みます。）を支払います。

② 本項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急速に生ずる中毒症状（繰り返し吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

第2条（責任の始期および終期）

① 当会社の保険責任は、この特約が付帯された所得補償特約の特約保険期間（以下「特約保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 特約保険期間が開始した場合においても、当会社は、一時払保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡したときは、保険証券に記載されたこの特約の保険金額（以下「特約保険金額」といいます。）の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）に支払います。ただし、その保険金支払の原因となった第1条（当会社の支払責任）に規定する傷害が生じた保険年度（初年度については保険期間の初日応当日から1年間、次年度については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。）と同一の保険年度に生じた傷害に対して、すでに支払った後遺障害保険金がある場合には特約保険金額からすでに支払った金額を控除した残額とします。

第4条（後遺障害保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能的重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、特約保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として、被保険者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日から180日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

③ 第1項にいう別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に關係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第3号、第4号、第2項第3号、第4項第4号および第5項第2号に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

④ 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項および第9項に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は特約保険金額の60%をもって限度とします。

⑤ 前各項に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、各保険年度ごとに特約保険金額をもって限度とします。

第5条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になってからまたは遭難してから30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（保険金の額の決定）

① 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して保険金を支払います。

② 正當な理由がなく被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前2項と同様の方法で支払います。

第7条（保険金を支払わない場合—その1）

① 被保険者の被った傷害が、次の各号に掲げるいずれかの傷害である場合には、当会社は、保険金を支払いません。

① 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷害。

② 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって被った傷害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についても、この限りではありません。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前2項と同様の方法で支払います。

第8条（保険金を支払わない場合—その2）

① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害。

② 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって被った傷害。

③ 保険契約者（この特約が定められた運転資格（運転する地における法令によるものをおいています。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害。

④ 保険契約者の脳疾患、疾病または心身喪失によって被った傷害。

⑤ 保険契約者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって被った傷害。ただし、当会社の担保すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

⑥ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によって被った傷害。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突然の事故による場合には、この限りではありません。

⑦ 保険契約者の刃物、銃砲、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用によって被った傷害。

⑧ 保険契約者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用によって被った傷害。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合には、この限りではありません。

⑨ 保険契約者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをおいています。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害。

⑩ 保険契約者の脳疾患、疾病または心身喪失によって被った傷害。

⑪ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全國または一部の地区において著しく平穏が喜び寄せ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被った傷害。

⑫ 核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性またはこれらの特性による事故によって被った傷害。

⑬ 前3号の事由に附随して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害。

⑭ 第12号以下の放射線照射または放射能汚染によって被った傷害。

⑮ 当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険金を支払わない場合—その3）

被保険者の被った傷害が、次の各号のいずれかの傷害である場合には、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、当会社は、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に定められた運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害。

② 被保険者が自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間に生じた事故によって被った傷害。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故によって被った傷害については、この限りではありません。

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると下定期便であるとを問いません。）以外の航空機を被保険者が操縦している間に生じた事故によって被った傷害。

第10条（事故の通知）

① 被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたとき、または被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が搭乗した航空機もしくは船舶が行方不明となったときはまたは遭難したときは、

保険契約者または保険金を受け取るべき者は、当該航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつたときもしくは下表のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第11条 (保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとする場合には、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 死亡保険金請求の場合

イ. 当会社の定める傷害状況報告書

ロ. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書

ニ. 死亡診断書または死体検査書

ホ. 被保険者の戸籍謄本

ヘ. 死亡保険金受取人の指定のないときは、法定相続人の戸籍謄本

ト. 保険金の請求の委任を記す書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

(2) 後遺障害保険金請求の場合

イ. 当会社の定めた傷害状況報告書

ロ. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ. 被保険者の印鑑証明書

ニ. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

ホ. 保険金の請求の委任を記す書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

② 当会社は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、または前2項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第12条 (代 位)

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条 (所得補償特約および普通約款の適用除外)

① この特約条項においては、次の各号に掲げる所得補償特約の規定は、適用しません。

(1) 第4条（特約保険期間と支払責任の関係）

(2) 第7条（重複保険契約）

(3) 第8条（就業不能期間の重複）

(4) 第9条（就業不能期間の決定）

(5) 第10条（就業不能の取扱い）

(6) 第17条（就業不能の届明）

② この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。

(1) 普通約款第22条（保険契約の無効）第3号

(2) 普通約款第30条（保険金の支払）第2項

(3) 普通約款第33条（要約年齢の計算）

(4) 普通約款第34条（要約年齢または性別の誤りの処理）

第14条 (所得補償特約および普通約款の読み替え)

① この特約条項については、所得補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第13条（証券記載業務の変更に関する通知義務）第2項第1号および第3号の規定中「身体障害による就業不能が生じている場合」とあるのは「傷害を被っている場合」

(2) 第13条（証券記載業務の変更に関する通知義務）第3項において

「③ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に從事していない間に生じた事故によつて被つた傷害による就業不能については、この限りでありません。」

(1) 追加保険料の領収前に被つた身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

とあるのは

「④ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、第1項の事由が生じた時から追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故によって被つた傷害に対しては、当会社は、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に從事していない間に生じた事故によつて被つた傷害については、この限りでありません。」

② この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第16条（保険契約の復活）第4項において

「④ 保険契約が復活した場合であつても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

(1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「④ 保険契約が復活した場合であつても、当会社は、第2項の未払込保険料の領収前に生じた事故によって被つた傷害に対しては、保険金を支払いません。」

(2) 第18条（告知義務）第3項第3号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となる事由が生じる前に」とあるのは「傷害を被る前に」、同第4項の規定中「重複保険契約」とあるのは「身体の傷害を担保する他の保険契約または特約」、同第5項の規定中「要介護状態となつた後」とあるのは「傷害を被つた後」

(3) 第19条（保険料の返還または請求一更正の申し出に対する承認をする場合）第2項において

「② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

とあるのは

「② 前項の規定により保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被つた傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(4) 第20条（重複保険契約に関する通知義務）の規定中「重複保険契約」とあるのは「身体の傷害を担保する他の保険契約または特約」

(5) 第24条（保険契約の解除）第1項および第5項の規定中「第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約」とあるのは「身体の傷害を担保する他の保険契約または特約」

(6) 第24条（保険契約の解除）第2項第1号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由を生じさせたこと」とあるのは「事故を生じさせたこと」

(7) 第29条（当会社の指定医による診察等の要求）第1項において

「① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。」

(1) 第27条（要介護状態となつたとき）
の通知または前条の書類を受け取った場合において、当会社が、必要と認めたとき
(2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき

とあるのは

「① 当会社は、この特約条項第10条（事故の通知）の通知を受けた場合または同第11条（保険金の請求）の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。」

(8) 第30条（保険金の支払）第1項の規定中「第28条（保険金の請求）の規定による手続」とあるのは「この特約条項第11条（保険金の請求）の規定による手続」

第15条 (所得補償特約条項との関係)

この特約条項が付帯された所得補償特約条項が特約保険期間の中途において終了したときは、この特約条項も同時に終了するものとします。

第16条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、所得補償特約条項および普通約款の規定を準用します。

別表1 (第4条関係)

1. 眼の障害

(1) 両眼が失明したとき 100%
(2) 1眼が失明したとき 60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき 5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき 5%

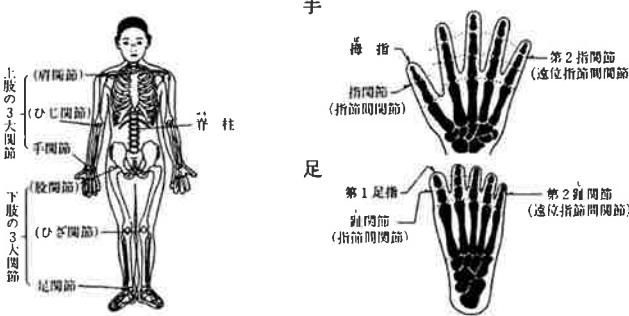
2. 耳の障害

(1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき 5%

3. 鼻の障害

(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

4. 呼吸やく、音語の障害	
(1) 吸しやくまたは音語の機能を全く喪失したとき	100%
(2) 吸しやくまたは音語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) 吸しやくまたは音語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 咳に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外観（顔面・頭部・四肢をいう）の醜状	
(1) 外観に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外観に醜状（顔面においては直径2cmの縦痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く喪失したとき	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く喪失したとき	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指節間節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 拇指以外の1指を第2指節間節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾節間節（趾節間関節）以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾節間節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	100%
(注1) 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。	
(注2) 関節などの説明図	



別表2（第8条関係）

第8条（保険金を支払わない場合—その2）第1号に定める運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登攀（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

◆ 天災危険担保特約条項（傷害による死亡・後遺障害担保特約用）

この保険契約に「傷害による死亡・後遺障害担保特約条項（所得補償保険用）」（以下「傷害特約条項」といいます。）が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項により、傷害特約条項第7条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第10号および第13号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による傷害に対しても、傷害特約条項に定める保険金（死亡保険金および後遺障害保険金）を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混亂に基づいて生じた事故

◆ 複数被保険者の包括契約に関する特約条項

当会社は、この特約条項が付帯された保険契約において、被保険者が2名以上である場合には、それぞれの被保険者ごとに、介護補償保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯されている他の特約条項の規定を適用します。

◆ 有期特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 繙続契約
介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に基づく保険契約（以下「介護補償保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その介護補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を保険期間の開始日とする介護補償保険契約をいいます。
- (2) 初年度契約
前号の継続契約以外の介護補償保険契約をいいます。

第2条（責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 保険期間が開始した場合においても、被保険者の要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する要介護状態をいいます。以下同様とします。）が、次の各号のいずれかに該当するときには、当会社は、保険金を支払いません。

- (1) この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
- (2) この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に開始した要介護状態
- (3) 傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由が生じた時の介護補償保険契約の保険期間の開始時から、その介護補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であったときは、その事由によってその介護補償保険契約の継続契約の保険期間中に開始した要介護状態

④ 傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由が生じた時の介護補償保険契約の保険期間の開始時から、その介護補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であったときは、その事由によってその介護補償保険契約の継続契約の保険期間中に開始した要介護状態

第3条（保険期間と支払責任の開始）

- ① 当会社は、保険期間中に要介護状態が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続された最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（告知義務）

この保険契約が継続契約である場合には、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由の発生の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、この限りではありません。

第5条（保険料の返還または請求一更正の申出に対する承認をする場合）

- ① 普通約款第18条（告知義務）第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態については、当会社は、保険金を支払いません。

- (1) 更正すべき事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態
- (2) 更正すべき事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始した要介護状態

第6条（保険契約の生効）

保険契約が無効の場合、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。

第7条（保険料の返還、無効および生効の場合）

- ① 保険契約が無効の場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料について、無効の場合にはその全額を返還し、失効の場合には既経過期間に對し月割（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、失効した場合において、被保険者が既経過期間中に当会社が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたときは、すでに払い込まれた保険

料は返還しません。
② 保険契約が無効の場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第8条 保険料の返還・解除の場合

① 普通約款第24条（保険契約の解除）第1項または第2項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料について、既経過期間に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に当会社が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

② 普通約款第24条（保険契約の解除）第4項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときも、前項の規定によることとします。

③ 普通約款第18条（告知義務）第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しません。

第9条 契約年齢または性別に誤りの処理

① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の各号に定める方法で処理します。

(1) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

(2) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したとのみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したとのみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する要介護状態については、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる介護療養費用用保険金月額、在宅介護療養費用用保険金月額、施設介護療養費用用保険金月額および臨時費用用保険金額で保険金を支払います。

(1) 契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態

(2) 契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態

第10条 保険契約の継続

① 保険期間の満了に際し、保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

② 前項の規定による告知に関する普通約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活を含みます。）の際」とおよび同条第3項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項の規定中「保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する届出）の記載事項」および同条第3項第3号および第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第3項第3号の規定中および同条第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する」とと、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「継続して契約」とします。

③ 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と新たな保険証券に代わる書面とともにあってこれに代えることができます。

第11条 個別適用

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項、普通約款ならびにこの保険契約に付帯されている他の特約条項の規定を適用します。

第12条 (普通約款の適用除外)

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

(1) 第2条（用語の定義）第13号

(2) 第3条（責任の始期および終期）

(3) 第10条（保険料の払込）

(4) 第11条（保険料払込方法の変更）

(5) 第12条（第2回目以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

(6) 第13条（保険料の前納）

(7) 第14条（第2回目以降の保険料の払込免除）

(8) 第15条（保険料の前納と払込免除との関係）

(9) 第16条（保険契約の復活）

(10) 第17条（保険料の返還または請求－保険料の改定の場合）

(11) 第19条（保険料の返還または請求－更正の申出に対して承認をする場合）

(12) 第23条（保険料の返還－無効および失効の場合）

(13) 第26条（保険料の返還－解除および保険責任の終了の場合）

(14) 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

第13条 通用規定

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

◆ 一般団体介護補償保険保険料分割払特約条項(有期特約条項用)

第1条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第2条 (分割保険料の仮払)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）に払い込まれなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。

第3条 (分割保険料領收前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込んだないときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する要介護状態をいいます。以下同様とします。）については、当会社は、保険金（普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

(1) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領收したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態

(2) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領收したときまでの期間中に開始した要介護状態

第4条 (分割保険料不払の場合の処置)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について当該分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその支払を怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態について、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 当該分割保険料の払込期日から、当該分割保険料を領收した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態

(2) 当該分割保険料の払込期日から、当該分割保険料を領收した時までの期間中に開始した要介護状態

第5条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

(1) 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 前項の規定による解除は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または送信先をいいます。）にあてた通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

(1) 前項第1号による解除の場合は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日

(2) 前項第2号による解除の場合は、次回払込期日

③ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

(1) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。

(2) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。

(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

(4) 第1項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還せません。また、解除の効力が生じる日までに当会社が保険金を支払うべき傷害、疾病、その他の要介護状態の原因となった事由が生じていたときは、保険契約者は、その傷害、疾病、その他の要介護状態の原因となった事由が生じた被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条 (保険契約解除の場合の保険料払込)

年額保険料の払込みを完了する前に普通約款第24条（保険契約の解除）第1項、第2項および第4項の規定によりこの保険契約の全部または一部を解除する場合において、当会社が保険金を支払うべき傷害、疾病、その他の要介護状態の原因となった事由が生じていたときは、保険契約者は、その傷害、疾病、その他の要介護状態の原因となった事由が生じた被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

◆ 保険料支払に関する特約条項(有期特約条項用)

第1条 (保険料の払込)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料領收前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まないときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する要介護状態をいいます。以下同様とします。）については、当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金（以下「保険金」といいます。）を支払いません。

- (1) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
(2) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収したときまでの期間中に開始した要介護状態

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まないとときは、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
(2) 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。



安田火災海上の社章「とびぐちマーク」は、とびぐちを組み合わせた中に INSURANCE（保険）の頭文字を入れたものです。全体が「水」の字となり、火に対する水として火災保険を表わしています。明治21年（1888年）に考案されました。

本支店所在地一覧

本店	〒160-8336 東京都新宿区西新宿1-26-1	(03)3349-3111(代)	愛知支店	〒460-8331 名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3956(代)
北海道本部	〒040-8552 札幌市中央区北1条西6-2	(011)281-6146(代)	愛知東支店	〒411-8031 豊橋市白河町8番地	(053)33-5501(代)
札幌支店	〒040-8552 札幌市中央区北1条西6-2	(011)281-8281(代)	岐阜支店	〒500-8051 岐阜市金町5-20	(058)266-8220(代)
北北海道支店	〒050-0032 旭川市二条通9右10	(0166)26-2247(代)	三重支店	〒510-0004 津市栄町3-115	(059)226-1890(代)
東北海道支店	〒055-0018 利根市黒金町10-3	(0154)23-6010(代)	北陸本部	〒920-8555 金沢市香林坊1-2-21	(076)232-1191(代)
南北海道支店	〒060-8552 札幌市中央区北1条西6-2	(011)281-8287(代)	金沢支店	〒920-8555 金沢市香林坊1-2-21	(076)232-1121(代)
東北本部	〒930-8552 仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(022)298-2311(代)	富山支店	〒930-0029 富山市本町3-21	(076)41-7639(代)
秋田支店	〒010-0021 秋田市大町3-3-15	(018)862-8421(代)	福井支店	〒910-8038 福井市中央3-6-2	(077)25-0115(代)
青森支店	〒030-0051 青森市新町1-1-14	(0177)73-4428(代)	近畿本部	〒511-8015 大阪市中央区瓦町4-1-2	(06)6204-1811(代)
山形支店	〒990-0023 山形市松波1-1-1	(023)642-4233(代)	大阪中央支店	〒511-8015 大阪市中央区瓦町4-1-2	(06)6227-4327(代)
仙台支店	〒933-8552 仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(022)298-2211(代)	大阪北支店	〒500-8555 豊中市新千里西町1-1-6	(06)6835-5900(代)
岩手支店	〒020-0021 盛岡市中央通2-1-1-17	(019)653-3253(代)	大阪東支店	〒577-0011 東大阪市荒本北100	(06)6746-0770(代)
福島支店	〒993-8017 福島市長者1-3-8	(024)925-2400(代)	大阪南支店	〒500-8055 堺市宿院町西1-1-6	(0722)21-2015(代)
関東本部	〒160-8336 東京都新宿区西新宿1-26-1	(03)3349-4631(代)	京都支店	〒604-8152 京都市中京区島九通錦小路上ル手洗水町671	(075)252-8080(代)
茨城支店	〒330-0021 水戸市南町2-6-13	(029)231-8821(代)	滋賀支店	〒520-8005 大津市打出浜3-20	(077)521-2148(代)
茨城南支店	〒330-0038 土浦市大町12-23	(029)22-0150(代)	奈良支店	〒630-8115 奈良市大宮町6-2-8	(0742)31-9133(代)
栃木支店	〒330-0031 宇都宮市大通り1-1-11	(028)627-8056(代)	和歌山支店	〒601-8331 和歌山市美園町3-32-1	(073)433-0341(代)
群馬支店	〒371-0023 前橋市本町1-4-4	(027)223-5114(代)	兵庫本部	〒601-8011 神戸市中央区栄町通3-3-17	(078)333-2571(代)
山梨支店	〒380-0031 甲府市丸の内1-12-4	(055)233-7821(代)	神戸支店	〒601-8011 神戸市中央区栄町通3-3-17	(078)333-2584(代)
長野支店	〒390-0816 長野市三輪武井1313-11	(026)235-8031(代)	東兵庫支店	〒600-8011 神戸市中央区栄町通3-3-17	(078)333-2612(代)
松本支店	〒390-0671 松本市大手3-4-5	(026)39-0588(代)	西兵庫支店	〒601-0011 姫路市南畠町2-1	(0792)85-1100(代)
新潟本部	〒950-8561 新潟市万代1-4-33	(025)244-5100(代)	中国本部	〒730-8012 広島市中区紙屋町1-2-29	(082)243-6112(代)
新潟支店	〒950-8561 新潟市万代1-4-33	(025)244-5100(代)	広島支店	〒730-8012 広島市中区紙屋町1-2-29	(082)242-6224(代)
長岡支店	〒940-0011 長岡市殿町2-4-1	(0258)39-4555(代)	福山支店	〒730-0010 福山市入船町2-2-8	(0849)22-5255(代)
東京本部	〒160-8333 東京都新宿区西新宿1-26-1	(03)3349-4627(代)	鳥取支店	〒630-8022 鳥取市今町2-1112	(0857)23-3301(代)
丸の内支店	〒160-0004 東京都千代田区大手町1-5-4	(03)3217-1601(代)	島根支店	〒690-0000 松江市御手場町549-1	(0852)26-3140(代)
東東京支店	〒160-0005 東京都台東区上野2-7-13	(03)3834-1696(代)	山口支店	〒760-0018 下関市豊前田町2-8-10	(0832)31-6609(代)
北東京支店	〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-29-9	(03)3984-9322(代)	岡山支店	〒700-0013 岡山市大供1-2-10	(086)232-3661(代)
新宿支店	〒160-8333 東京都新宿区西新宿1-26-1	(03)3349-4606(代)	四国本部	〒760-0005 高松市紺屋町1-6	(087)825-0875(代)
南東京支店	〒150-0041 東京都渋谷区神南1-22-4	(03)3477-1379(代)	高松支店	〒760-0005 高松市紺屋町1-6	(087)825-0885(代)
西東京支店	〒190-0011 立川市曙町2-41-19	(042)526-8020(代)	徳島支店	〒760-5555 徳島市かちどき橋1-25	(088)655-9625(代)
首都圏本部	〒160-8333 東京都新宿区西新宿1-26-1	(03)3349-9206(代)	愛媛支店	〒760-8011 松山市三番町4-7-14	(089)932-0969(代)
横浜支店	〒210-8112 横浜市中区本町2-12	(045)661-2703(代)	高知支店	〒760-8011 高知市本町2-1-6	(088)822-6204(代)
湘南支店	〒250-8022 藤沢市鶴沼東5-1	(0466)27-4517(代)	九州・沖縄本部	〒810-8008 福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-5301(代)
神奈川中央支店	〒191-0022 町田市森野1-31-7	(042)724-3687(代)	福岡支店	〒810-8008 福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-5305(代)
埼玉支店	〒331-0622 大宮市桜木町4-82-1	(048)648-6051(代)	久留米支店	〒830-0018 久留米市日吉町23-3	(0942)31-3200(代)
埼玉西支店	〒350-1123 川越市脇田本町11-15	(0492)46-7211(代)	北九州支店	〒830-0018 北九州市小倉北区米町1-3-25	(093)521-6585(代)
千葉支店	〒260-5500 千葉市中央区鶴沢町20-16	(043)221-2230(代)	佐賀支店	〒810-0001 佐賀市神野東1-3-18	(0952)23-8193(代)
京葉支店	〒253-0005 船橋市本町2-1-1	(047)435-0345(代)	長崎支店	〒850-0000 長崎市万才町3-16	(095)824-3370(代)
静岡本部	〒260-0001 静岡市吳服町1-1-2	(054)254-1251(代)	熊本支店	〒840-0008 熊本市花畑町10-2-6	(096)322-3111(代)
静岡支店	〒260-0001 静岡市吳服町1-1-2	(054)255-7972(代)	大分支店	〒850-0004 大分市末広町2-10-22	(097)538-1551(代)
東静岡支店	〒260-0010 沼津市大手町5-13-2	(0559)51-6490(代)	宮崎支店	〒850-0006 宮崎市楠通東5-3-10	(0985)27-7111(代)
浜松支店	〒260-0046 浜松市元城町216-1	(053)456-1939(代)	鹿児島支店	〒860-0011 鹿児島市山之口町2-1	(099)225-2010(代)
中部本部	〒160-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3900(代)	沖縄支店	〒990-0015 那覇市久茂地3-21-1	(098)861-3280(代)
名古屋支店	〒160-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3753(代)			(99BC5844) [066890]